

第2回 久留米市入札監視委員会議事概要

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| 開催日 及び 場所 | 平成25年11月19日（火） 14:30～16:00 久留米市本庁舎13階 1303会議室 | | |
| 出席 委員名 | 宗岡 嗣郎（久留米大学法学部法律学科教授）（委員長） 柿本 眞左子（久留米商工会議所税務相談所長） 紫藤 拓也（久留米第一法律事務所 弁護士） 西野 恵子（福岡県社会保険労務士会常任理事） | | |
| 議事 対象 期間 | 平成25年6月1日～平成25年9月30日 | | |
| 抽出 案件 | 総合評価方式 | 3件 | （備考） 抽出案件は8件あったが、時間の関係で4件のみの審議となった。 |
| | 随意契約 | 1件 | |
| 報 告 | 1. 入札・契約状況報告 （1）平成25年度（9月末時点）入札・契約実績 | | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 | |
| | 質問なし。 | | |
| 審 議 | 2. 入札参加資格・指名理由等の審議 | | |
| | （1）（仮称）久留米市総合都市プラザ（9番街区）新築工事【総合評価】 （2）（仮称）久留米市総合都市プラザ（9番街区）新築機械設備工事【総合評価】 | | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 | |
| | 1. 価格算定において、いつの時点での積算表を使用しているか。 2. 久留米市において、落札率がほぼ100%となった事例は他にあるのか。 | 1. 平成25年度版（最新）を使用している。 2. これまでにも、落札率がほぼ100%となった例はある。最近は特に予定価格で応札してくる業者も多くなっていて、予定価格で抽選となる事例もある。 | |

第5号様式（第10条関係）

| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
|--------|---|---|
| 審 議 | <p>(今回の、総合都市プラザの発注方法に対しての意見)</p> <p>3.<一者応札及び高落札率について></p> <p>◇入札参加条件が厳しすぎたのではないかと考えられるが、今回の場合、参加条件を緩和している部分もあって、そのように結論付けるまではいかないと考える。</p> <p>◇一者応札の原因は、発注時期の問題が大きく影響しており、時期が変われば状況も変わるのではないかと思う。</p> <p>◇公共工事の発注量の急激な増加により、工事の需給バランスが変化していることが、原因としては大きいと感じる。</p> <p>◇近年、最低制限価格の設定率が高くなってきており、国の政策が品質確保をより重視した政策になっていることから、落札率だけで入札制度の善し悪しが決まる訳ではないと考える。</p> <p>また、落札金額は予定価格の範囲内であることや談合が行なわれるための企業間のまとまりという事実も確認できていないため、談合があったと考えづらいことから、高落札率ということだけでは、入札方法自体に問題があったとまでは言えないと思う。</p> <p>◇全国的にも入札不調や一者応札が続いているようだ。一者応札が当たり前となっているなかで、落札率のみを注視することがおかしいとも言われている。</p> <p>◇高落札率については違和感もあったが、消費税増税前の駆け込み需要の発生等と重なり、発注のタイミングが悪かったとも言える。その点は理解する。</p> | <p>3. (全国自治体の入札不調状況等の資料により、説明。)</p> <p>一者応札と高落札率の理由は、国の経済対策や東日本大震災の復興事業、消費税増税前の駆け込み需要等により、全国的に人材の確保や建設資材の確保が難しくなっていること、また人件費が高騰していることなどが主な原因と考えている。</p> <p>国は、今年度、設計労務単価を15.1パーセント引き上げたが、入札参加有資格者への聞き取りでは、まだ実勢価格に迫っていない状況にあるようだ。総合都市プラザは、2ヵ年度以上に及ぶ工事であるため、今後、資材や人件費の価格高騰のリスクを抱えることになり、応札しにくくなると考えられる。応札者からの聞き取りによれば、予定価格の多寡に尽きると言われた。</p> <p>なお、設計労務単価を市独自に引き上げることは、納税者の理解が得られない。</p> <p>このような中で、市としては応札者を増やすため、入札参加条件の緩和等、制度的にはし尽くしたと思っている。</p> <p>平成23年度まではゼロであった入札不調件数が、昨年度は23件、今年度はすでに22件発生している。市内建設業界への聞き取りによると、人も資機材も逼迫していることが企業の応札意欲に影響している。</p> <p>一者応札という事態は残念だが、国内の建設業界を取り巻く状況から、このような結果になったものと考えている。</p> |

第5号様式（第10条関係）

| | | |
|--------|--------------------------------|------------|
| 審 議 | （3）東櫛原地区貯留施設築造工事【総合評価】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 質問なし。 | |
| | （4）JR久留米駅西口駐車場上空連絡通路新築工事【随意契約】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 質問なし。 | |
| 報 告 | 3. その他 | |
| | （1）入札不調について （2）技術者要件の緩和について | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 質問なし。 | |